

令和3年度大館市結婚新生活スタートアップ支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う経済的負担を軽減するため、新婚世帯に対し住宅取得費用又は住宅賃借費用及び引越費用を支援し、もって少子化対策を推進するために交付する大館市結婚新生活スタートアップ支援事業費補助金（以下「補助金」という。）について、大館市補助金等の適正に関する規則（昭和62年規則第8号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和3年1月1日から令和4年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 婚姻に伴う物件（建物に限る。）の購入費をいう。
- (3) 住宅賃借費用 婚姻に伴う住宅の賃借に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (4) 引越費用 婚姻に伴う引越に要する費用であって、引越業者又は運送業者への支払いに係る実費をいう。

(対象世帯及び要件)

第3条 補助金の交付対象となる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦ともに市内に住所を有していること又は夫婦の一方が単身で赴任し、市外に住民登録をしている場合などで、生活の拠点が市にあると認められること。
- (2) 婚姻日における夫婦の年齢が、いずれも39歳以下であること。
- (3) 申請日における直近の所得証明書から確認できる夫婦の所得を合算した世帯所得が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあっては、それぞれに掲げる計算方法により算出した額とする。
 - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職の場合は、離職した者については、所得なしとして、世帯所得を算出する。
 - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合は、所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額（所得証明書と同期間の返済額）を控除した額を世帯所得とする。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。
- (5) 次条第2項ただし書に該当する場合を除き、夫婦のいずれもが国の地域少子化対策重点推進交付金を活用した結婚新生活支援事業による補助金の交付（他の自治体での補助を含む。）を受けていないこと。
- (6) 夫婦のいずれもが市税に未納がないこと。
- (7) 夫婦のいずれもが大館市暴力団排除条例（平成23年条例第34号）第2条第2号に規定する暴力団員でないこと。
- (8) 住宅の取得又は住宅の賃借をした場合は、その契約が令和4年3月31日までの間に締結されたものであること。
- (9) 引越の場合は、令和4年3月31日までの間に行われた引越しであること。
- (10) 住宅取得費用、住宅賃借費用、引越費用が、令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に支払われたものであること。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、新婚世帯が現に負担した住宅取得費用又は住宅賃借費用及び引越費用を合わせた額とする。ただし、当該額に千円未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、当該額が300,000円を超える場合には、300,000円とする。

2 補助金の交付は、新婚世帯1世帯につき1回限りとする。ただし、当該世帯が事業期間内に複数回転居し、かつ、転居後も前条に規定する要件を満たす場合に限り、複数回交付することができる。なお、この場合であっても、同一世帯への補助金の合計額は300,000円を超えることができない。

3 勤務先等から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。

4 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分については補助対象外とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする新婚世帯は、大館市結婚新生活スタートアップ支援事業費補助金交付申請書(別記様式1。以下「交付申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 所得証明書(世帯分。申請日において直近のもの。)
- (2) 住宅手当支給証明書(別記様式2。給与所得者全員分)
- (3) 売買・賃貸借契約書の写し、領収証その他の支出を証明できる文書等
- (4) 戸籍謄本(世帯の婚姻日が確認できるもの)
- (5) 住民票の写し(世帯分)
- (6) 貸与型奨学金年間返済額証明書(対象者のみ)
- (7) 地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援対象となる部分証明書(対象者のみ)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書が提出された場合には、内容を審査し、適当であると認めるときは、大館市結婚新生活スタートアップ支援事業費補助金交付決定通知書(別記様式3)により当該新婚世帯に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 補助金は、交付決定後速やかに支払うものとする。

(調査等)

第8条 市長は、補助金の適正な執行のため、必要があると認めるときは、補助金を受けた新婚世帯に対して報告を求め、関係書類その他の物件を検査し、又は関係機関に対して照会し調査することができる。

(補助金の返還等)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた新婚世帯が、虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、交付決定を取り消すことができる。この場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、当該新婚世帯に対し交付した補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この要綱は、市長の決裁のあった日(令和3年4月6日)から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。